

一般社団法人日本老年泌尿器科学会 役員選任細則

(総則)

第1条 一般社団法人日本老年泌尿器科学会（以下、「本会」という。）の役員（本学会では理事と監事を指す）候補者の選挙に関しては、「本会定款」、「本会定款施行細則」の規定に基づくほかは、この細則による。

(目的)

第2条 この細則は、本会定款第5章役員規定に基づき、役員候補者の選出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選出方法)

第3条 役員候補者は評議員による選挙によって選出する。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 役員候補者選挙の選挙権は、選挙の行われる年（以下「選挙年」という。）の3月31日現在の本会の評議員で、選挙が行われる前年の10月末日までに会費を納入した評議員がこれを有する。

2. 役員候補者選挙の被選挙権は、前項の評議員、かつ、選挙年の3月31日現在70歳未満の者がこれを有する。

(役員定数)

第5条 理事は、医師枠を5名以上6名以内、医師以外枠を3名以上4名以内とする。

2. 監事は、医師枠を1名以内、医師以外枠を1名以内とする。

(役員の欠員補充)

第6条 定款第23条の役員定数に欠員を生じる場合には補充を行う。

2. 原則として当該役員候補者選挙の次点候補者を順次繰上げ補充による当選として理事長が推薦し理事会の決議によって定める。

3. 得票数が同数であった場合には年少者を繰上げ補充による当選とする。生年月日が同日の場合は、理事長が抽選により決定する。

(選挙管理委員会)

第7条 この細則による選挙の管理執行に関する業務は、本会選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の委員及び本会事務局の職員が行う。

(選挙の公示)

第 8 条 選挙に関する公示は、選挙年の 1 月に行うものとする。

(選挙人名簿)

第 9 条 委員会は、選挙公示に際して選挙人名簿の公示を行う。

2. 選挙人名簿は、当該期間の評議員名簿（50 音順）とし、ホームページ上に掲載することとする。
3. 評議員は、選挙人名簿に脱漏、誤記等を認めたときは、公示後 10 日以内に委員長に異議を申し立てることができる。委員会が異議の申し立てを認めたときは、選挙人名簿の訂正を行い、選挙人及び被選挙人にこれを告示する。

(立候補の届出)

第 10 条 役員候補者選挙に立候補しようとする者は、選挙年の委員会の定める日までに、立候補者本人の立候補届と所信表明文を委員会委員長に提出しなければならない。

2. 委員会は立候補者名簿を理事会に提出、報告する。
3. 立候補は自薦のみ受け付けるものとする。

(立候補の辞退)

第 11 条 立候補者であることを辞退する場合は、選挙年の委員会の定める日までに到着するように立候補者本人の自署による立候補辞退届を本会事務局に提出しなければならない。

(立候補者の告示)

第 12 条 委員会は、立候補者の氏名を選挙年の委員会が定めた日までに、選挙人及び被選挙人に告示しなければならない。

(選挙期日)

第 13 条 選挙期日は、選挙年の 3 月末日までとする。

(投票)

第 14 条 選挙人は、立候補者の中から役員候補者を選出し、あらかじめ委員会が定めた投票用紙にその氏名を記入し、委員長に選挙期日までに到着するように郵送しなければならない。

2. 理事の医師枠の 6 名は、医師の評議員による 3 名連記の無記名投票によって選出する。理事の医師以外枠の 4 名は、医師以外の評議員による 2 名連記の無記名投票によって選出する。

3. 監事の医師枠の1名は、医師の評議員による単記無記名投票によって選出する。
監事の医師以外枠の1名は、医師以外の評議員による単記無記名投票によって選出する。
4. 選挙実施上の諸事は、別途内規に定める。

(開票)

- 第15条 委員会は、選挙の公正性を確保するため、選挙期日までに、役員候補者選挙に立候補しない評議員の中から2名以上の開票立会人を指名する。
2. 開票は、開票立会人の立会いの下に、投票終了後速やかに行わなければならない。

(投票の効力)

- 第16条 投票の効力は、委員会が開票立会人の意見を聴き、これを決定しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の投票は各号のとおり処理する。
 - (1) 第14条に違反することが明らかなものは、その投票用紙記載事項を無効とする。
 - (2) 投票用紙の記載が不明確なものは無効とする。ただし、明らかに特定の立候補者を指すことが認定された場合は有効とする。

(役員の決定)

- 第17条 役員候補者の当選の決定に当たっては、得票数の多い者から順次当選人とする。
2. 得票数が同数の場合は、役員定数の範囲内であれば、当選人とする。役員定数を超える場合は、年少者（生年月日の遅い方）を選出する。生年月日が同日の場合は、委員会委員長が抽選により決定する。
 3. 理事あるいは監事の立候補者数が第5条に定める理事、監事それぞれの役員定数を超えないときは、無投票により全員を理事あるいは監事候補者として当選とする。
 4. 当選人が決定したときには、委員会は当選人に当選の旨を通知し、速やかに正会員に選挙結果を知らせなければならない。
 5. 総評議員の過半数の出席する評議員会において出席評議員の過半数を以て承認を受けなければならない。

(異議の申立て)

- 第18条 選挙の効力に関して異議のある選挙人及び被選挙人は、開票結果の公示日から14日以内に、文書で委員長に対して異議を申し立てることができる。

2. 異議申立てがあった場合には、委員会で審議、決議し理事長に報告する。
3. 理事会にて選挙の無効が決定された場合には、再選挙を行う。

(当選人の繰上補充)

第 19 条 開票結果の公示日から 15 日以内に当選人が辞退又は正会員の資格を喪失したときは、得票数の次順位の者を順次繰り上げ、当選人とする。役員定数を超える場合は、年少者（生年月日の遅い方）を選出する。生年月日が同日の場合は、委員会委員長が抽選により決定する。

2. 委員会により当選の無効が決定された場合には、得票数の次順位の者を順次繰り上げ、当選人とする。役員定数を超える場合は、年少者（生年月日の遅い方）を選出する。生年月日が同日の場合は、委員会委員長が抽選により決定する。

(役員の任期)

第 20 条 理事、監事の任期を 2 年とし、再任を妨げない。

(理事長、副理事長の選出方法)

第 21 条 理事長、副理事長は理事会において選出する。

2. 理事長は、理事会において理事の単記無記名投票により以下の各号により選出する。
 - (1) 理事長選出までの議長は前理事長が務めるが、前理事長が不在の場合には以下の順で先行の者が務める。1) 医師の前副理事長、2) 医師以外の前副理事長、3) 出席中の新理事の最年長者。
 - (2) 開票は議長と事務局職員で行い事務局員が立会人となる。開票の結果は議長が理事会に報告する。
 - (3) 第 1 回投票で出席理事総数の過半数の得票のあった者を当選とする。それに該当する者がいない時は、上位 2 名の内で年少者（生年月日の遅い方）を理事長として選出する。
 - (4) 第 2 項による投票において、白票及び候補者が判別できない票は無効とする。
3. 副理事長は、理事の中から医師 1 名、医師以外 1 名を理事長が指名する。

(理事長、副理事長の任期)

第 22 条 理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2. 副理事長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（細則の変更）

第 23 条 この細則は、理事会の議決によって変更することができる。

附則

1. この細則は、一般社団法人日本老年泌尿器科学会の設立日である 2025 年 7 月 24 日より施行する。